

東金税務署からのお知らせ

ねんきんナビ

確定申告には社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の添付を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬にかけて日本年金機構本部から送

付されています。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方は、2月上旬に送付されますので、申告する際に使用してください。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。

**問ねんきん加入者ダイヤル
ナビダイヤル**
☎0570(003)004
IP電話用
☎03(6630)2525

■期間：2月17日㈪～3月16日㈫～(月を除く)
受付時間：8時30分～16時
(相談開始は9時)
▼注意
・期間中、東金税務署内には「確定申告書作成会場」は設けていません。
・作成・相談会場では、申告書等の提出のみの場合は、受付していませんので、直接税務署にお持ちいただき、郵送にてご提出ください。

書類等の提出はお早めに
●申告期限
令和元年分の所得税の確定申告書・贈与税の申告書の提出・納付の期限は、3月16日㈪です。
令和元年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出・納付の期限は、3月31日㈫です。
3月に入ると税務署は大変混雑しますので、確定申告書等は自分で作成し、早めの提出をしてください。

お車での来場の際は、東金税務署にお持ちいただき、駅前第3駐車場をご利用ください。

駅東口にある「タイムズ東金駅前第3駐車場」を無料で利用できますが、台数に限りがあるため、可能な限り公共交通機関をご利用ください（会場や東金税務署の駐車場は利用できません）。

●申告書の提出はお早めに
○申告書は、e-Taxや郵便または信書便による送付、税務署の時間外文書収受箱への投函で提出できます。

●申告書の提出はお早めに
○申告書は、e-Taxがあります。

e-Taxを利用するには、所定の手続きが必要ですので、国税庁ホームページをご覗くください。また、「確定申告書

は、振替納税をご利用ください。手続きは簡単です。詳細は、国税庁ホームページをご覗いたまく、最寄りの税務署にお尋ねください。

●申告書の提出はお早めに
○申告書は、e-Taxがあります。

申告書は、e-Taxがあります。

</div